

他国地位協定調査報告書
(韓国編)

令和5年9月

 沖縄県

目 次

1	はじめに	1
2	韓国調査の目的及び方針	1
3	事前調査	2
(1)	「国内法の適用」の意味について	2
ア	国家管轄権	2
イ	日本政府の見解について	2
ウ	韓国政府の見解について	3
エ	比較	4
(2)	在韓米軍地位協定見直しの経緯	5
ア	在韓米軍地位協定の締結まで	5
イ	在韓米軍地位協定の改正	6
(3)	在韓米軍駐留の根拠と概要	8
(4)	条文比較	9
4	現地調査	12
(1)	調査スケジュール	12
(2)	ヒアリング概要	12
ア	京畿道庁	12
イ	キャンプ・マーケット跡地浄化現場	16
ウ	平沢市	17
エ	平沢SOFA国民支援センター	18
オ	龍山基地跡地	19
カ	元京畿道議会議員	20
5	まとめ	22
(1)	6つの調査項目等について	22
(2)	総括	23

1 はじめに

沖縄県では、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げることを目的として、平成29年度から他国の地位協定や米軍基地の運用状況について調査を行ってきた。

これまで、文献調査に加え、ドイツ、イタリア、ベルギー、イタリア、オーストラリア及びフィリピンを訪問して調査を行っており、その結果を総合すると、米軍が駐留するNATO諸国やオーストラリア、フィリピンは、自国の法律や規則を米軍にも適用させ、受入国が米軍の活動をコントロールしているということが分かっている。

また、これらの調査結果については全国知事会等で共有しており、全国知事会においては平成30年と令和2年に「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議し、その実現を政府に求めるなど、日米地位協定の課題に対する認識が全国的に広がりつつある。

地理的に日本に近く、大規模な米軍が駐留する韓国についても文献調査を行い、令和2年3月に訪問して調査を行うよう準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、韓国に赴いて調査を行うことができない状況が続いていた。今般、韓国入国後の隔離措置が解除されるなど規制が緩和されたことを受けて、令和4年11月に現地調査を行い、報告書としてとりまとめた。

2 韓国調査の目的及び方針

韓国調査においても、これまでの調査同様、日米地位協定の見直しの必要性に対する理解を広げることを目的とする。

調査に当たっては、韓国と日本の類似点と相違点を踏まえつつ、これまでの調査と比較ができるよう、「米軍に対する受入国の国内法の適用」、「基地の管理権」、「訓練・演習に対する受入国の関与」及び「航空機事故への対応」という4項目について、事例を調査する。

また、近年の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関する在韓米軍における措置、在韓米軍に起因する環境汚染への対応について事例を調査することとし、合計6項目について調査を行う。

3 事前調査

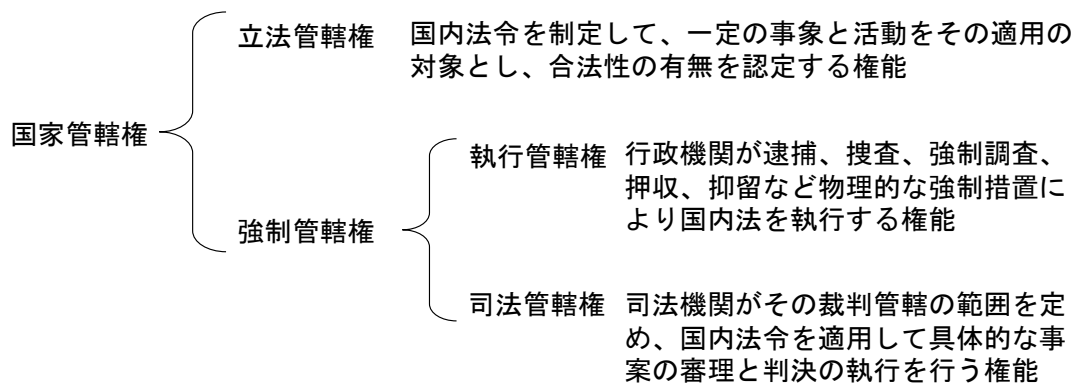
現地調査に先立ち、調査項目の中でも特に論点となる「国内法の適用」の意味を整理した上で、在韓米軍地位協定の締結から改正までの経緯、在韓米軍の概要をまとめた。また、調査項目に関連する日米地位協定、在韓米軍地位協定の条文を比較した。

(1) 「国内法の適用」の意味について

これまでの調査により、日本では原則として国内法が適用されないのに対し、ヨーロッパやオーストラリア、フィリピンでは国内法を適用していることが分かっている。韓国調査にあたって、「国内法の適用」が意味するところを改めて整理した。

ア 国家管轄権

国家がその国内法を一定範囲の人、財産又は事実に対して具体的に適用し行使する国際法上の権能は「国家管轄権」と言われ、国家管轄権は次のように分類される。



山本草二「国際法（新版）」を元に沖縄県作成

イ 日本政府の見解について

改めて日本政府の見解を確認すると、以下のとおりである。平成31年1月には表現を変えているが、政府によると基本的な考え方を変更したのではなく、ホームページでの説明をより分かりやすくしたとのこと^{*1}であるので、変更前、変更後のものを合わせて示す（下線は沖縄県が付した）。

(平成31年1月変更前)

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り
接受国の法令は適用されず、このことは日本に駐留する米軍についても同様です。このため、米軍の行為や米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されませんが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原

*1 予算委員会会議録第1号 平成31年2月6日【参議院】

則によるものです。

(平成31年1月変更後)

一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されません。以上は、日本に駐留する米軍についても同様です。 【外務省HP 日米地位協定Q&A】

国家管轄権に関する分類を踏まえて日本政府の考え方を読むと、「受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています」という説明の趣旨は、主に強制管轄権からの免除を意味するものと理解される。

なお、「受入国の法令の執行や裁判権等」の「等」について取り上げた質問主意書（平成30年5月11日 質問第310号）があるが、政府は「免除の具体的内容については、個々の事情により異なり、必要に応じて、こうした一般国際法上の考え方を踏まえつつ、当該軍隊の派遣国と受入国との間で個々の事情を踏まえて詳細が決定される」と答弁しており、「等」が指す内容は具体的に示されてはいない*2。そのため、日本政府が立法管轄権も免除されると考えているのかどうかは明らかではない。

ウ 韓国政府の見解について

韓国外務省は、「分かりやすいSOFA解説」*3と題する資料をウェブサイトに掲載しており、その中に以下のような記述がある（翻訳は沖縄県による。下線は沖縄県が付した）。

問2 在韓米軍地位協定はなぜ必要なのか（抜粋）

一般の外国人が韓国で滞在、生活することに当たり、韓国の法律が適用され、それを遵守しなければならないことが原則である。このような原則について、韓国と他国との国家間相互合意により、一部の例外を認める場合があるが、公的任務の遂行のため外交官、軍隊など、公的な身分を持つ人を派遣することが、この場合に当たる。外交官については、世界中の外交官に共通に適用される「外交関係に関するウィーン条約」に外交官の身分に関する事項が規定されていて、派遣軍に対しては受入国と派遣国の間の合意を基に決めるのが慣例である。

*2 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196310.htm

*3 原題「알기쉬운 SOFA 해설」 https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=289587&srchFr=&srchWord=&multi_itm_seq=0&company_cd=&page=1217

エ 比較

韓国政府の見解は、韓国国内にある外国人には韓国の法令が適用されるとした上で、外国軍隊については例外があるが、その例外の内容については受入国と派遣国の合意によって法の適用の例外を決定するというものであり、日本政府の、個別の取決めが無い限り外国軍隊に対しては国内法令が適用されないとの見解とは違いがあると考えられる。

この点、日本政府の「日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則による」との説明と韓国政府の「派遣軍隊については受入国と派遣国の合意によってこれらの事項を決定することが慣例」との説明を比較すると、一層違いが明確になる。

なお、一般的な国際法の解説においては「特権免除を享有する外交官や軍隊については、本国（沖縄県注：派遣国のこと）の執行管轄権が認められる。もともと、その詳細については、必ずしも一般国際法により決定されるものではなく、とくに軍隊に関しては個々の条約により管轄権が配分されることが多い。」とされている*4。

つまり、強制管轄権から免除される場合があることは前提としつつも、具体的な免除の内容は、個々の条約によって決められると解説しているのであり、韓国政府の見解はこのような考え方と親和性があると考えられる。

*4 杉原高嶺ほか「現代国際法講義 第5版」。このほか、国際法学会編「国際関係法辞典」においては、「いったん外国軍隊が駐留すると、駐留国領域内において同軍の軍事規律とその適用による処罰など軍隊の内部事項に関する専属的権限、国家機関としての主権免除などの特権を有するとされる。（中略）駐留国における外国軍隊の、とりわけ軍事活動、軍隊構成員の刑事手続・司法上の特権を含むその他の事項については駐留国の同意を要する。その同意およびいっそう詳細・具体的な内容は軍隊派遣国と駐留国との間に結ばれる地位協定に表される。」としている。

(2) 在韓米軍地位協定見直しの経緯

ア 在韓米軍地位協定の締結まで

日米地位協定や、その前身となる日米行政協定が、それぞれ日米安全保障条約、旧日米安全保障条約と同時に締結されたのとは異なり、在韓米軍地位協定の前身となる取決めは、米韓相互防衛条約（1953年締結、1954年発効）より先に締結されている。

1945年に始まった米軍の軍政が1948年に終了し、大韓民国が成立したことを受けて、1948年には「過渡期に施行される暫定的軍事安寧に関する行政協定」が締結された^{*5}。

その後米軍は撤退し、同行政協定は終了したが、1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、再び米軍が進駐することに伴い、同年7月、「在韓米軍軍隊の刑事裁判権に関する大韓民国とアメリカ合衆国間の協定」、いわゆる大田協定（レジヨン協定）が締結された。さらに、1952年には「経済調整に関する協定」が締結された^{*6}。

朝鮮戦争の休戦協定締結直後の1953年10月1日には米韓相互防衛条約が締結された。韓国政府は、同条約締結交渉時から、既に締結されていたNATO軍地位協定に倣って、在韓米軍に関する新たな地位協定を締結することを要求していたが、米国はこれを拒否し続けていた^{*7}とされている。

当時の米韓関係について、李承晩大統領（当時）が朝鮮戦争の休戦協定提案に反対していたため、李大統領の同意を得るための交渉材料として、米韓相互防衛条約の締結が示されたとする研究^{*8}や、韓国国内の政治的な混乱により新たな地位協定の締結が遅れたとする研究^{*9}もある。

結局、1950年代に多発した在韓米軍関係者による犯罪により韓国世論が悪化したことを受けて米国が交渉に応じ、1966年7月9日に在韓米軍地位協定が締結され、翌年2月9日に発効した。

*5 宋永仙・申範澈「在韓駐留米軍の現在と未来」本間浩ほか編『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版，2003.6，p196

*6 同上，P197

*7 清水隆雄「在韓米軍地位協定等について」国立国会図書館『外国の立法』，2004.5

*8 我部政明・豊田祐基子「東アジアの米軍再編 在韓米軍の戦後史」吉川弘文館，2022.8，P62-P65

*9 A CSIS International Security Program Report(2001). *The U.S..Republic of Korea Status of Forces Agreement Revision Process* (<https://www.csis.org/analysis/path-agreement-us-republic-korea-status-forces-agreement-revision-process>)

<参考>戦後の韓国略史

政権	年	日	内容
米軍政	40年代	45年 8月15日	日本が降伏し、米軍による重政が始まる
		48年 7月20日	国会議員により李承晩大統領が選出された
		48年 8月15日	大韓民国が成立
李承晩	50年代	49年 6月26日	米軍撤退完了
		50年 6月25日	北朝鮮の侵略により朝鮮戦争が勃発
		50年 7月	在韓米軍の刑事裁判権に関する大韓民国とアメリカ合衆国間の協定（大田（テジョン）協定）締結
		53年 7月27日	休戦協定調印（李承晩大統領は休戦協定に反対）
		53年 10月1日	米韓相互防衛条約締結
許政	60年代	60年 4月27日	李承晩大統領辞任
60年 8月12日		ユン・ボソン大統領就任	
ユン・ボソン	60年代	61年 5月16日	朴正熙によるクーデターにより軍政開始
62年 3月22日		ユン・ボソン大統領下野声明	
63年 12月17日		同年10月の大統領選挙を経て、朴正熙が大統領に就任	
朴正熙	70年代	66年 7月9日	在韓米軍地位協定締結 （翌年2月9日発効）
		71年 3月27日	米第七歩兵師団が韓国から撤退
崔圭夏	70年代	79年 10月26日	朴正熙大統領の暗殺
		79年 12月6日	崔圭夏大統領選出
全斗煥	80年代	80年 5月18日	光州事件勃発
		80年 8月27日	全斗煥大統領選出
盧泰愚	80年代	88年 2月25日	盧泰愚大統領が就任
		88年 12月	地位協定改正のための協議開始（～90年12月まで）
		91年 1月4日	1回目の改正 署名（2月1日発効）
金泳三	90年代	91年 9月17日	韓国と北朝鮮が同時に国連に加盟
		93年 2月25日	金泳三政権が発足
		95年	再び地位協定の改正交渉を行うものの、刑事裁判権に関する問題で意見が異なり決裂
金大中	00年代	98年 2月25日	金大中政権が発足
		00年 2月	ソウルの外国人専用クラブで、韓国人従業員が米兵に殺害される事件が発生（その後、地位協定改正交渉が始まった）
		00年 6月15日	南北首脳会談
		00年 12月	2回目の改正 地位協定改正の合意（翌2001年1月18日に署名、2月28日に批准）
盧武鉉	03年 2月25日	盧武鉉政権が発足	
李明博	07年	07年 10月4日	第二次南北首脳会談
		08年 2月25日	李明博政権が発足
朴槿恵	10年 2月25日	朴槿恵政権が発足	
文在寅	17年	17年 5月10日	文在寅政権が発足
		20年 22日	尹錫悦大統領が就任
尹錫悦	20年代		

イ 在韓米軍地位協定の改正

1967年に発効した在韓米軍地位協定は、これまでに2回改正されている。1回目の改正は1991年に行われ、韓国側が有する第一次的裁判権の対象となる犯罪の範囲を拡大することなどを内容とするものであった。

それまでは、1966年の交換公文において、韓国政府は米軍当局に対し、一つ一つの事件において裁判権の免除の要求を求めず、韓国政府が韓国が裁判権を行使すべきと決定する場合を除いて米側が裁判権を持つことが合意されていた。

1991年当時、韓国外交通商部安全保障課長として交渉を担当したソン・ミンスン氏（後に北米局長、外交部長を歴任）の回顧録において、この時の交渉の一部が記されている。

同書によると、当時、在韓米軍地位協定に対しては不平等条約だとの批判が高まっていたのと同時に、米側からは駐留経費の負担を求められるようになっており、韓国側は地位協定の改正なしに駐留経費を負担することはできないという姿勢で交渉に臨んだとのことである。米側は駐留経費よりも、米側が米軍人等に対する刑事裁判権を保有し続けることを優先する姿勢を見せたものの、結局、韓国側の駐留経費負担を前提に在韓米軍予算が承認されていたため、地位協定は改正され、駐留経費負担は米側の要求した額の半分の水準で決着したとされている*10。

2回目の改正は2001年に行われ、主な内容は次の表に掲げる6点とされている。なお、在韓米軍地位協定本文の改正は、2001年に改正された刑事裁判権に係る条項（第22条第5項（c））のみであり、他の改正は付属文書の改正や新たな付属文書の署名等の形式で行われている。

改正内容の詳細については、清水隆雄「在韓米軍地位協定等について」（国立国会図書館『外国の立法』, 2004. 5）に詳しく述べられている。

第二次改正の主な内容

改正された事項	改正の方法
刑事裁判権に係る事項	本文及び合意議事録の改正
環境に係る問題	環境保護に関する特別了解覚書
不法行為に対する賠償等の問題	
労務に係る問題	
施設及び区域の供与及び返還に係る問題	
民事訴訟手続	

*10 ソン・ミンスン『氷河は動く』（송 민순 빙하는 움직인다 2016）

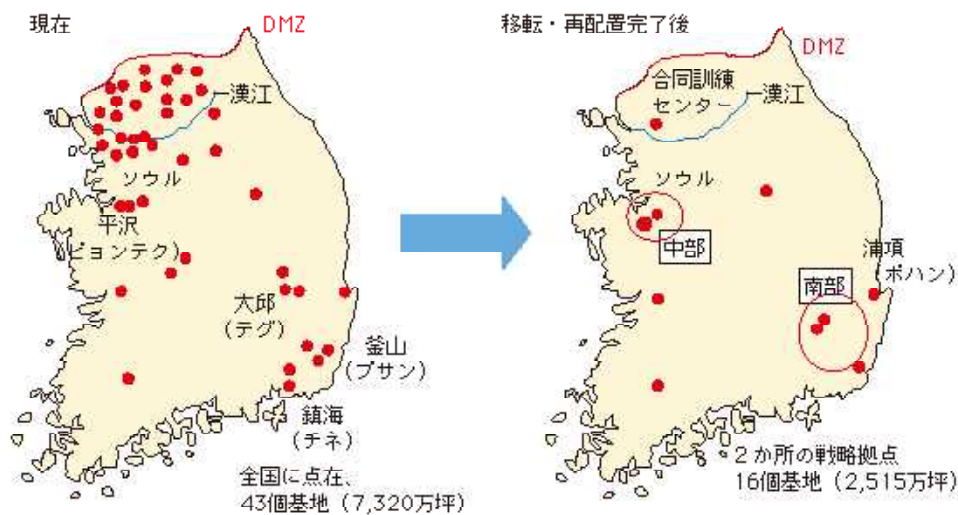
(3) 在韓米軍駐留の根拠と概要

米韓相互防衛条約第4条は「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従つて、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」^{*11}としており、在韓米軍は同条約に基づいて駐留している。

現在、在韓米軍の人員数は30,400人であり、うち陸軍21,500人、空軍8,350人、海軍350人、海兵隊200人とされている^{*12}。

なお、在韓米軍基地については、それがソウルなどの都市部近郊にも所在していたことを踏まえ、2003年に基地の移転・再配置が合意されている。平成22年（2010年）の防衛白書によれば、全国に点在していた43個（約24,200ha）の米軍基地が、移転・再配置後は2箇所の戦略拠点を設け16個（約8,300ha）になるとされている。

図表1-2-2-4 在韓米軍の移転・再配置に関する合意



(注) 2006韓国国防白書 (2006年12月) による。

出典：平成22年版防衛白書

移転・再配置前は、休戦ライン付近に多くの基地が所在していた。このような在韓米軍は、有事の際に「米軍が自動介入することを保証する」役割を担ったとされている^{*13}。

*11 <https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19531001.T1J.html>

*12 ミリタリーバランス2022

*13 宋永仙・申範澈「在韓駐留米軍の現在と未来」 各国間地位協定の適用に関する比較論考察

(4) 条文比較

在韓米軍地位協定は、日米地位協定との類似性が指摘されている。今回の調査の観点である「米軍に対する受入国の国内用の適用」、「基地の管理権」、「訓練・演習に対する受入国の関与」及び「航空機事故への対応」について条文を次ページのとおり整理した^{*14}。

条文はほとんど変わらないものの、特に国内法の適用については、既に見たように考え方に違いがある。

*14 在韓米軍地位協定の条文の日本語訳は、清水隆雄「在韓米軍地位協定等について」（国立国会図書館『外国の立法』, 2004. 5）による。

表 日米地位協定と在韓米軍地位協定の関連条文比較

	日米地位協定	在韓米軍地位協定
国内法の適用	<p>第16条</p> <p>日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。</p>	<p>第7条</p> <p>大韓民国において、大韓民国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員、軍属及び第15条に基づき大韓民国に居住する者並びにそれらの家族の義務とする。</p>
基地の管理権	<p>第3条</p> <p>1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。</p>	<p>第3条</p> <p>1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。大韓民国政府は、支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通じての両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し、又はそれらの近傍の領土、領海及び領空について、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通じての両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。</p>
訓練・演習に対する受入国の関与	<p>地位協定には規定なし。</p> <p>平成29年1月7日稲田防衛大臣記者会見発言（抜粋）</p> <p>運用に関わる問題として、訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されることは通常ありません。ですので、その点について何か求めていくということは、日本側としてはないということです。</p>	<p>地位協定には規定なし。</p>
警察権（航空機事故への対応）	<p>第17条10</p> <p>10(a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。</p> <p>(b) 前記の施設及び区域の外部におい</p>	<p>第22条10</p> <p>10(a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を有する。合衆国軍隊の憲兵は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適切な措置を執ることができる。</p> <p>(b) 前記の施設及び区域の外部におい</p>

<p>ては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。</p>	<p>ては、前記の憲兵は、必ず大韓民国の当局との取極に従い、かつ、大韓民国の当局と連絡した場合にのみ使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持若しくはそれらの者の安全保障のために必要な範囲内に限るものとする。</p>
---	--

4 現地調査

(1) 調査スケジュール

令和4年11月22日から25日にかけて、韓国を訪問して調査を行った。調査スケジュールの概要は次のとおりである。

韓国現地調査日程概要

月日	訪問先等
11月22日	移動日
11月23日	元京畿道議会議員 ユ・グアンヒョク氏 京畿（キョンギ）道庁
11月24日	キャンプ・マーケット基地跡地浄化現場 インハ大学 チェ・ヨングン教授 ほか 平沢（ピョンテク）市 平沢SOFA国民支援センター
11月25日	龍山基地跡地 帰国

(2) ヒアリング概要

ア 京畿道庁 イン・チークォン軍官協力担当官
軍官協力担当官 韓米協力チーム アン・ジョンウン主務官
ほか

京畿道（キョンギド）は、日本の都道府県に相当する広域自治体である「道」の一つで、ソウル特別市を囲むように位置しており、北朝鮮と接する。道内には、キャンプ・ハンフリーズや烏山（オサン）空軍基地など、大規模な米軍基地が存在しており、京畿道によると人数ベースで在韓米軍の8割が集中している。

調査項目について京畿道に聞き取りを行ったところ、概要は以下のとおりであった。

(ア) 韓国国内法の米軍への適用

在韓米軍地位協定第7条の規定（接受国法令の尊重）に基づき、在韓米軍も韓国国内の法令を順守しなければならない。ただし、公務中に起きた犯罪の場合、米側が一次裁判権を行使できるようになっている。

(イ) 基地内への立入りの可否（基地の管理権関係）

韓国においても、地域の自治体が米軍基地内に立ち入って環境調査等を行うことは容易ではない。在韓米軍地位協定環境分科委員会に対する要請を通じて、現場接近及び共同調査などができるよう、環境関連の規

定は設けられているが、米側の定性的なKISE^{*15}、すなわち「人の健康への明らかになっている差し迫った実質的な脅威」に達しているかどうかを判断する基準により、その規定の実効性に限界がある。

KISEは米国国内法の文言を引用しているが、米国本土では、環境基準を超えれば補償の対象となる。韓国でも韓国の基準を超えればKISEの基準に達していると考えられるべきではないかと考えている^{*16}。

(ウ) 訓練、演習への受入国の関与

在韓米軍については、訓練時期や方法などを事前に共有するシステムが必要であると考えており、京畿道としては公文書の施行や面談要請等を通じて協力を求めている。

また、京畿道は在韓米軍と「韓米協力協議会」という協議体を立ち上げてコミュニケーションを図っている。地位協定と関連しない問題であれば米側も協力的であるが、地位協定の関連事項や外交的に敏感な事項については議題として上程されず、騒音苦情といった状況に対しても対処するのが難しい状況である。

韓国においても、在韓米軍の訓練により住民への被害が生じている事例がある。例えば、浦川（ポチョン）市永平（ヨンピョン）射撃場の訓練により、騒音、振動、粉塵の発生、流弾、跳飛弾の被害によって住民の生存権に対する脅威などが生じている。

これに対して、国防部次官が主催する葛藤管理協議会を構成し、住民からのヒアリング及び苦情の集約を行い、住民支援事業の実施等の措置を講じている。

また、ヨジュ市においては、米軍ヘリコプターの低空飛行訓練により、騒音、振動、粉塵発生、睡眠妨害及び不安症状など精神的な苦痛が生じている。

これに対して、現場を訪問して住民ヒアリングを行い、外交部、国防部、在韓米軍等の関連機関に協力要請レターを施行した。

*15 米韓の「環境保護に関する特別了解覚書」において、“known, imminent and substantial endangerment”とされており、その頭文字をとって「KISE基準」と呼ばれている。本文においては、京畿道が示した日本語訳を用いている。なお、日米の「環境原則に関する共同発表」には、類似の表現として“known, imminent and substantial threat to human health”と書かれている。

*16 米国の法を引用しているというのは、“known”以外の部分を指していると考えられる。後述のチェ・ヨングン教授の論文は、米国の資源回復保護法（RCRA）における“imminent and substantial endangerment to health or the environment”と比較し、これに“known”を追加することによって条件を厳しくしていると指摘している。

(エ) 訓練中の事故への対応

韓米地位協定第22条第3節、(a)小節、(iii)項目によれば、韓国政府には、公務執行中に発生した在韓米軍人の違法行為に係る裁判管轄権がない。

韓国側の合意議事録にも、日本側の合意議事録^{*17}と同様の関連規定が掲載されているが、米軍の訓練による事故が発生した場合、米国側が公務証明書を発給するまで、つまり初動捜査又は調査の段階では、韓国側の警察が米軍の犯罪を扱うと認識している。また、行為の程度によって、罰金刑や懲役の求刑も可能である。

浦川市で発生した装甲車両衝突事件^{*18}においても米軍が誠実に調査に臨むなど最大限に協力する姿勢を見せた。ただし、捜査結果については保安上の理由で外部への公開を制限する場合がある。また、2023年5月6日に発生した米空軍F16戦闘機墜落事故においても、韓国警察・消防署側は事件現場を把握するため、現場に出入りしていたと認識している。

^{*19}

(オ) 新型コロナ対策

京畿道は外交部、平沢市、東豆川市、在韓米軍関係者と「在韓米軍新型コロナ対応ワーキンググループ」を立ち上げ、防疫共助体制の構築及び防疫強化に向けた対策の議論、関連情報の共有など新型コロナの拡大防止に努めてきた。

入国前のPCR検査を米軍が行うよう求め、入国の72時間前の時点で陽性の人は入国しないことになった。

(カ) 環境汚染に係る原状回復

在韓米軍地位協定第4条に基づき、米軍は施設と区域を返還する際に原状回復すべき義務を負わない。

また、2001年1月に韓米間で「環境保護に関する特別了解覚書」が合意され米側の環境汚染に対する原状回復の根拠が設けられたが、これまで米側は返還供与地の環境汚染の程度が人の健康に対して知られている差し迫った実質的で急迫した危険、いわゆるKISEには達していないと主張しており、米側が原状回復すべきと認定された事例はない。

*17 日米地位協定合意議事録 第17条10(a)及び(b)に関し、2「日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。」

*18 2020年8月30日に浦川市で発生した米軍装甲車と民間車両の衝突事故。民間人4名が死亡した。

*19 現地ヒアリング後、メールで追加照会したもの。

(キ) その他

京畿道においては、米軍関連機関との政策討論会や、在韓米軍に対する韓国語・歴史文化教育、米軍駐屯地域における騒音被害支援など種々の米韓協力事業を実施している。

20年前までは、新たに赴任してくる兵士たちは、まだあくまで「休戦中」であるからといって、武器を持って来庁することもあったが、米韓協力事業における教育が効果を発揮し、最近ではそういうことはない。

イ キャンプ・マーケット跡地浄化現場
インハ大学 チェ・ヨンゲン教授
環境部環境公団 イ・グンイル現場監督
仁川広域市キャンプ・マーケット課 ユ・ジェボム課長

キャンプ・マーケットは2002年に移転が決まり、2019年に約半分の面積が返還された地域である。

韓国国内法に基づいて韓国の地方自治体が在韓米軍に対して原状回復を命ずることの法的な可能性を論じたインハ大学のチェ・ヨンゲン教授^{*20}の紹介により現場を視察し、調査方針に挙げた6項目ではなく、主に土壌浄化の具体的な状況を把握した。

(ア) 汚染の状況

現在浄化が行われている地区は、重金属やダイオキシンによる汚染が確認されており、国防部が韓国環境公団に委託して浄化している。なお、韓国においても米軍基地に起因すると考えられる有機フッ素化合物（PFOA、PFOS）の汚染は確認されているが、マスメディアによる報道は大きくないのが現状である。^{*21}

(イ) 返還から浄化までの流れ

返還が決まると米軍と国防部が合同で基礎調査を行い、次に手続の主体が外交部に移って、正式に返還される。返還されると、実際に浄化作業が始まる。基礎調査の期間は150日と決まっており、大規模な基地の場合は150日では足りない。実際に、掘削を始めると予想以上のものが出てくる。

(ウ) 費用負担

基地「周辺」の汚染は自治体が浄化し、その費用を国に請求する仕組みになっており、ソウルの龍山基地では、土壌から検出された油類が、米軍が使っている油類と同じものだということが分かって国に請求した。

また、自治体は国に請求し、国は自治体に支払うものの、国から米側に請求したという事例は把握していない。

キャンプ・マーケットの浄化費用も、最終的に韓国が負担する可能性がある。

(エ) 跡地利用

跡地は大規模な公園として仁川広域市が整備する計画であり自然と文化、歴史と未来が会う市民の余暇休息空間の造成をコンセプトとしている。

*20 チェ・ヨンゲン「在韓米軍基地をめぐる管轄権－地方自治体長による土壌環境保全法執行の可能性について－」環境法研究 第28巻

*21 現地ヒアリング後、メールで追加照会したもの。

市民の中には、キャンプマーケットを屈辱の歴史の象徴として、古い建物をすべて撤去して公園にしたいという声がある一方、近代史を表す建物として保存しようという声もあり、その調和が求められている。

(オ) 国内法の適用

チェ教授からは、地位協定に規定されている、接受国の法令を「尊重」する義務について、「尊重」ということは、地位協定が治外法権を認めている訳ではないということであり、この考え方を活用する必要があるとのコメントをいただいた。

ウ 平沢市 韓米国際交流課 キム・ガンイル課長
同 韓米協力チーム ファン・ジンキュチーム長

平沢（ピョンテク）市は、京畿道南部に位置し、市内には在韓米軍再編後のハブとなるキャンプ・ハンフリーズ基地及び烏山（オサン）空軍基地を抱えている。

調査項目について京畿道に聞き取りを行ったところ、概要は以下のとおりであった。

(ア) 韓国国内法の米軍への適用

手続については、外交部がマニュアルを整備しているが、環境や騒音、交通事故についてはマニュアルがないので対応に苦慮することがある。例えば、交通違反について罰金を科しても、督促状が適切に届かず、時効になってしまう場合もある。

(イ) 基地内への立入りの可否（基地の管理権関係）

平沢市においても、住民の関心は環境問題である。基地内の下水はすべて、市の下水処理施設で処理している。そこで汚染を監視し、問題があれば米側に提起している。提起された問題に対して米側は対応はするが、市の立入りはできない。

下水は、基地から流入する経路と、それ以外の地域から流入する経路が完全に分かれており、それぞれの経路に、含まれるはずのない物質があれば警告する装置がつけられている。基地から流入する経路で警告が発せられたので、米側も認めはしたが、どのような物質が入っていたのかはわからない。

(ウ) 訓練、演習への受入国の関与

自治体の許認可が必要になることはないが、夜間訓練について、この時期は避けてくれ、という趣旨の要請をすることはある。家畜が騒音で寝られないとか、夜間、植物に照明が当たらないようにする必要がある場合などである。

夜間飛行に関する規制はなく、実態としても行われている。過去には、夜間訓練を行う旨の連絡もなかったが、今は事前の連絡はある。

ヘリなのか戦闘機なのか、期間、区域等を知らせてくれるので、住民に事前に知らせることができるようになったが、不満が解消されたわけではない。夜間訓練を行う時間の制限はない。

(エ) 新型コロナ対策

新型コロナに関して、当初は韓国よりも米軍の規制の方が厳しかったようだが、コロナの長期化に伴って、調整が必要になった。一番の課題は兵士のマスク着用。2020年4月までに韓国はマスク着用を義務化した。米側は、要求の受容に積極的ではなかった。その他については、大きな問題は起きなかった。

(オ) 環境汚染に係る原状回復

環境汚染事故の発生時、調査及び原因の特定と原状復旧などの手続きについては、米軍側の積極的な協力が必要であるが、多少残念な部分がある。原状回復の費用問題については、中央政府で調整しなければならない懸案や課題が多くある。

(カ) その他

基地はありがたい施設ではない。ヘリや戦闘機の騒音が一番の問題。過去には暴力事件などもあったが、地位協定改定もあって意識が変わり、ほぼ解消された。平沢市には外交部所管の「S O F A国民支援センター」ができた。

オサン空軍基地と平沢市、キャンプ・ハンフリーズと平沢市の実務協議体があり、1か月に1回開催されている。すべての問題が解決できる訳ではないが、解決を図っている。

実務協議体では様々なテーマを扱う。米軍からの要望としては、地下鉄などの交通インフラ整備やホテル整備なども扱う。市からは、環境汚染や騒音問題、交通違反により科された罰金を支払うことなどを提起している。

エ 平沢SOFA国民支援センター パク・チュンシク センター長
イ・シンボム 主務官

平沢市からの紹介により訪問し概要を聞き取ったところ、以下のとおりであった。

(ア) 設立経緯等

平沢SOFA国民支援センターは外交部から2人、平沢市から3人が派遣されて、運営している。韓国にはここにしかない施設である。当初は、在韓米軍事件事故相談センター平沢事務所として開設し、キャンプハンフリーズの拡張を契機に、平沢市が国に要請して現行の体制になった。

(イ) 主な業務

主に2つの業務があり、1つは在韓米軍に関する事件・事故の訴えに関する対応。主に交通事故の補償など、比較的マイナーな問題であり、開設当初の主要業務である。米軍人が加入している保険会社は1つなので、そことの連絡の取次ぎや、保険に加入していない場合は韓国政府が補償して韓国から米側に請求する。

2つ目は民間と軍の関係構築促進。現在、凶悪事件はないので、米軍のMPと地元警察、センター職員による合同パトロールなど予防に力を入れている。また、交通ルール啓発用の動画をセンターで作成し、新たに赴任してきた兵士向けの教育プログラムで活用されており、在韓米軍ホームページにも掲載されている。

(ウ) 騒音の対応

騒音について住民からの相談には乗るが、補償は平沢市が行う。苦情の電話については、整理したうえで市につないでいる。

補償については、国防部が予算を平沢市に移し替えて実施している。市から住民に毎月補償費が支払われるが、金額は小さいと聞いている。防音施設は無償で提供される。

(エ) 相談頻度

現在は2日に1回程度の頻度で相談があり、そのうち7割ほどが交通事故に関する問題。暴行や性暴力に関する相談はなくなっている。コロナ以前は週に3～4回ほどの相談があった。

オ 龍山基地跡地 国土交通部龍山公園整備推進団 チョン・テヒョン施設事務官

ソウル市内に所在する龍山基地は、2004年7月、米韓の「未来の韓米同盟政策構想」(FOTA)の第10回会議で、その返還に係る新たな合意書が合意され、全体の面積243万㎡のうち、76.4万㎡が2023年8月までに返還されている。^{*22}

龍山基地跡地は、公園として整備されることとなっており、日本の国土交通省に相当する国土交通部龍山公園整備推進団の担当者から説明いただいたところ、概要は以下のとおりであった。

(ア) 跡地利用

首都の東西南北を分断する形でこのような基地が存在しており、心を痛めていた。だからこそ、国民のために使おうということで公園にした。国家主導の公園は初めてのことで、仁川や釜山は自治体主導。龍山は敷地が広大で、象徴的なので国家主導で行うことになった。

*22 現地ヒアリング後、メールで追加照会したもの。

住宅地という利用案もあったが、国民に返すということを主眼に、政府が説得し、2008年に特別法を制定した。特別法では、公園整備の目的、整備主体、計画の流れ、維持管理の方法、許認可等について定めている。

(イ) 浄化の主体

環境浄化については別途協議するという条件で返還されたと承知しており、現在、韓米いずれが浄化作業を行うか協議中と認識している。

浄化に関しては、法律上、3つの可能性がある。まずは土地所有者の場合で、その場合は国防部になる。2つ目は土地管理者の場合で、その場合は市等になる。3つ目は汚染の原因者で、米軍である。特別な場合は環境部が実施できる。米韓間の浄化主体が決まっていないのが現状である。

(ウ) 汚染の状況

環境部と米軍の合同調査では、油類や重金属が主に出ており、ダイオキシンは一部で出る可能性があると聞いている。

カ 元京畿道議会議員 ユ・グアンヒョク氏

ユ氏は、キャンプ・ケーシーが所在する東豆川市選出の元京畿道議会議員で平成30年には沖縄を訪問している。

韓国の状況等について同氏の見解、意見は以下のとおりであった。

(ア) 各国の地位協定の比較、特に土壤汚染の対応に関する比較は有意義だと思う。在韓米軍地位協定の枠組みにおいては、米軍基地による土壤汚染の状況が、韓米両国の合意なしには公表されない。さらに、在韓米軍でなければ、汚染者による費用負担が当然だが、米軍に関しては異なる原則のもとにある。米国本土においては、米軍基地による土壤汚染は米政府によって原状回復が行われる。一般国際法に基づけば、米軍基地内の汚染は、米国が負担すべきと考える。米国においては、政府による環境被害について情報公開を求めるFOIA（情報公開法）があり、実際に公開されている。さらに、スーパーファンド法に基づき、補償が行われている。このような状況を踏まえ、常識の切替が必要。

(イ) 米側の姿勢を変えるポイントは米国連邦議会にあり、方法は2つある。1つ目は、米軍基地による被害を受ける都市の連携である。全世界の約40か国に大規模な米軍基地がある。同じ環境にある都市が連携して取り組むことが必要。例えば、米議会のアジア系議員に要請するなど。さらに、議員を動かすには、得票につながる利益が必要で、例えば韓国系アメリカ人の協力が必要である。このような考えのもと、3年前にはワシントンD.C.を訪問した。

2つ目は、米国内の環境団体を活用することである。米軍基地は、韓国においても日本においても、基地所在地の地域的な問題となっている。そのため、共感してくれる米国内の団体を探す必要がある。米国の環境団体は、予算確保の観点からも、海外の基地に起因する環境問題について取り

上げてくれるはず。

(ウ) 韓国政府が米側の意向に沿う傾向がある。自治体と民間の次元で解決を図らなければならないが、中央政府でないことが、かえって小回りが利くというメリットを生む。フィリピン、ドイツも訪問して、ネットワークの必要性を感じている。

(エ) 在韓米軍地位協定は改定はされたものの、部分的なものに過ぎない。韓国はよくなっているように見えるかもしれないが、そうではない。韓国から見ても、日本は米軍との関係がよくなったように見えた。

(オ) 事件があれば、国の自尊心の問題となって、全国的な関心が寄せられるが、あくまで事件の後のこと。普段は全国的な関心は向けられない。住民の「安全」は政府やイデオロギーではなく、米軍や地元にとって共通の利益である。韓米、日米という二国間関係だけでなく、日常生活の安全を守るという普遍的な価値に基づいて連携したい。

5 まとめ

(1) 6つの調査項目等について

「ア 国内法の適用」

国内法の適用については、日米地位協定、在韓米軍地位協定ともに、国内法を「尊重」する義務を謳っており、条文上はほとんど同じであるが、韓国政府は、外国軍隊に対する国内法の適用の例外について、派遣国と受入国の合意によって決定するのが慣例としており、国際法の原則によって国内法は適用されないとする日本政府の考え方とは違いがある。また、京畿道からは、在韓米軍地位協定第7条の国内法の尊重義務を根拠に、在韓米軍も韓国法を遵守する必要があるとの見解も示された。

「イ 基地の管理権」

基地の管理権については、京畿道や平沢市へのヒアリングを通じて、韓国においても自治体が米軍基地に立ち入って環境調査を行うことは容易ではないことが分かった。一方で、平沢市では、基地から流入する下水を監視して問題があれば米軍に提起するという興味深い事例も確認された。

「ウ 訓練・演習に対する受入国の関与」

訓練・演習に対する受入国の関与について、ドイツのような法的な関与は確認されなかったが、京畿道や平沢市は事前の情報共有を求めており、米側が応じている事例があることが分かった。平成27年の稲田防衛大臣の発言「訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されることは通常ありません。ですので、その点について何か求めていくということは、日本側としてはないということです。」とは対照的である。

「エ 航空機事故への対応」

航空機事故への対応については、事例が確認できなかったが、京畿道へのヒアリングにおいては、米軍の訓練による事故が発生した場合、米国側が公務証明書を発給するまで、つまり初動捜査又は調査の段階では、韓国側の警察が米軍の犯罪を扱うことが分かった。

「オ 環境汚染の現状回復」

環境汚染の原状回復については、環境保護に関する特別了解覚書はあるものの、いわゆるKISE基準に達しないとして米側が責任を認めていないことが分かった^{*23}。

「カ 新型コロナ対策」

新型コロナ対策については、自治体と中央政府、米軍関係者によるワーキンググループを立ち上げて対策を講じており、この仕組みを通じて、米軍に入国前PCRの実施を要請し、米側が実施することになったことが分かった。

「その他」

なお、予定していた調査項目とは別に、キャンプ・マーケット跡地、龍山基

*23 この点に関連して、韓国国会に提出された書面質問書（2011年イ・ソッキ議員提出）に対する答弁書において、2006年から2011年までの間に韓国政府は原状回復に要した費用43億ウォンを米国に請求したものの、米国から支払われたものはない旨が説明されていることを確認した。

地跡地とも、住民の意見を取り入れながら大規模な公園としての利用が予定されていることが分かった。

(2) 総括

「ア 地位協定改正」

韓国政府は、韓国側が有する第一次的裁判権の対象となる犯罪の範囲を拡大することなどを内容とする地位協定の改正を1991年に、刑事裁判権に係る事項、環境に係る問題等を内容とする改正を2001年に、計2回の改正（うち1回は本文の改正）を実現している。しかし、自治体へのヒアリングによって確認されたように、基地に立ち入って環境調査を行うことが容易ではないこと、訓練についても法的な関与ではなく事前の情報提供であること等を踏まえると、韓国政府が国内法を適用して米軍の活動をコントロールしているとまでは言いがたい。

また、韓国においても、地位協定に対して普段から全国的な関心が向けられている訳ではないとする指摘があることを踏まえれば、必ずしも、「韓国は地位協定に対する関心が高く日本は低い」ということはできない。

「イ 自治体の取組」

一方で、今回の調査においては、基地を抱える韓国の自治体が、訓練に伴う負担の軽減や、環境汚染の原状回復、跡地利用など、基地から派生する諸問題の解決に苦慮しつつ取り組んでいることが分かった。

韓国の自治体の取組は、住民の安全・安心を守るためという観点から、日本の自治体にとっても参考になると考えられ、特に大規模な基地が集中する京畿道とは今後も情報交換を重ねる中で、問題によっては連携して取り組むことも考えられる。

また、平沢SOFA国民支援センターは、国と地元自治体が連携した事件事故被害者の相談窓口として設置されており、基地を提供する国の責任として、地元自治体と連携し実施する特徴的な取組として参考になると考える。

「ウ 韓国政府の国内法適用の考え方、主体性」

外国軍隊に対する国内法適用の例外は、派遣国と受入国の合意によって決まるとする韓国政府の見解は、韓国側の主体性の表れとも見える。こうした姿勢は、2度の地位協定の改正を実現した立場につながっていると考えられる。さらに、文献調査においては、在韓米軍の駐留経費負担に関する交渉と合わせて地位協定の改正を実現したことが分かり、韓国政府のしたたかさが垣間見える。

この点、日本政府は、国際法の原則により、公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されない旨の考え方を示しており、韓国政府の考え方とは違いがある。しかし、日本政府は「(免除の具体的な内容については)当該軍隊の派遣国と受入国との間で個々の事情を踏まえて詳細が決定される」ともしており、国内法の適用をはじめとする日米地位協定の見直しを図るためには、この考え方が重要な意義を持ち得ると思われる。

他国地位協定調査報告書（韓国編）

発行 沖縄県知事公室基地対策課
郵便番号 900-0031 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
電話 098-866-2460（直通）

ホームページ : <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/index.html>
